

帯広市体育施設条例施行規則（昭和59年3月31日教育委員会規則第4号）

最終改正:令和4年3月29日教育委員会規則第1号

改正内容:令和4年3月29日教育委員会規則第1号〔令和5年3月28日〕

（趣旨）

第1条 この規則は、帯広市体育施設条例（昭和49年条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（施設の構成）

第2条 条例別表1に規定する十勝川河川敷運動施設及び札内川河川敷運動施設を構成する施設は、別表1のとおりとする。

（個人使用時間）

第3条 条例第2条の規定による体育施設（以下「施設」という。）の個人使用時間は別表2のとおりとする。ただし、帯広市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めたとき、又は条例第14条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

（使用の申請）

第4条 条例第4条第1項の規定により施設を使用しようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該使用前までに口頭により使用の申出ができるものとする。

（1）個人使用の場合

（2）帯広の森テニスコート、帯広市南町テニスコート又は自由が丘公園庭球場（以下、「屋外テニスコート」という。）を練習目的で専用使用する場合

2 前項の使用許可申請書の提出期限は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（1）帯広市総合体育館（以下、「総合体育館」という。） 使用しようとする月の3か月前の1日から使用しようとする日の8日前まで

（2）帯広の森屋内スピードスケート場（以下、「屋内スピードスケート場」という。）、帯広の森野球場、帯広の森平和球場、帯広南町球場及び伏古別公園野球場 使用しようとする月の2か月前の15日から使用しようとする日の8日前まで

（3）帯広の森アイスアリーナ（以下、「アイスアリーナ」という。）、帯広の森第二アイスアリーナ（以下、「第二アイスアリーナ」という。）及び帯広の森スポーツセンター（以下、「スポーツセンター」という。）（アイススケート場として使用する場合に限る。） 使用しようとする月の1か月前の25日から使用しようとする日の8日前（当該日が1か月前の25日より前の日付となるときは使用しようとする日の前日）まで

（4）スポーツセンター（体育館として使用する場合に限る。） 使用しようとする月の1か月前の15日から使用しようとする日の8日前まで

（5）前4号に掲げる以外の施設 使用しようとする月の3か月前の15日から使用しようとする日の8日前までとする。

（使用の許可）

第5条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、使用許可書（様式第3号）を、個人使用を許可したときは、体育施設個人使用券（様式第4号、以下「使用券」という。）を、屋外テニスコートの練習を目的とした専用使用を許可したときは体育施設庭球場使用券（様式第4号の2、以下「体育施設庭球場使用券」という。）を前条の申請者に交付するものとする。

2 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に当たっては、交付を受けた使用許可書、使用券又は庭球場使用券を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提出しなければならない。

（回数券及び1か月券）

第6条 条例第6条の規定による回数券（様式第5号）及び1か月券（様式第5号の2）は、体育館等を個人使用する場合において発行するものとする。

（許可条件の変更等）

第7条 使用者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出、許可を受けなければならない。

（使用期間の制限）

第8条 施設の使用期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（1）総合体育館、屋内スピードスケート場、帯広の森体育館、アイスアリーナ、第二アイスアリーナ、スポーツセンター及び帯広の森市民プールの使用期間は、継続して6日を超えることができない。

（2）帯広の森野球場の使用期間は、継続して7日を超えることができない。

（3）屋外テニスコートを練習目的で専用使用する場合、継続して2時間を超えることができない。

（4）前3号に掲げる場合以外の使用期間は、継続して3日を超えることができない。

2 使用者は、使用許可の取消し又は使用内容の変更をしようとするときは、施設使用許可変更・取消申請書（様式第6号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（不許可の通知）

第9条 条例第5条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（使用料の納入）

第10条 使用者は、条例第7条本文の規定により使用料については、使用許可書又は使用券の交付を受けるとき、回数券又は1か月券の料金については、その交付を受けるときに納入しなければならない。

2 条例第7条ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、体育施設使用料後納願（様式第7号）を教育委員会に提出して承認を受けなければならない。

（使用料の減免）

第11条 条例第6条第2項の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、暖房料については、減免の対象としない。

（1）免除

- ア 市が主催又は委託する行事等で使用する場合
 - イ 市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で使用する場合
 - ウ 十勝管内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校及び義務教育学校が教育又は保育目的で帯広の森屋内スピードスケート場を使用する場合
 - エ 免除登録団体がその本来の活動目的で使用する場合
 - オ スポーツ団体等が自主的に行う練習会の指導者で教育委員会が必要と認めた場合
 - カ その他教育委員会が特に認めた場合
- (2) 5割減額
- ア 市が共催する行事等で使用する場合
 - イ 市内の高等学校が教育目的で使用する場合(帯広市立南商業高等学校を除く。)
 - ウ 減額登録団体が青少年の健全育成又は指導者の養成を目的に使用する場合
 - エ JOC・帯広市パートナー都市協定書に基づき競技者が対象施設を使用する場合
 - オ その他教育委員会が認めた場合
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、免除登録団体及び減額登録団体(以下「減免登録団体」という。)が減免を受けようとする場合、並びに教育委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
- 3 教育委員会は、前項の申請について使用料の減免を認めたときは、体育施設使用料減免通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。
- (登録団体の申請)
- 第12条 前条第2項の減免登録団体は、次のいずれかに該当する団体とする。
- (1) 免除登録団体
- ア 帯広市内で活動する日本スポーツ少年団に登録された団体を統括しスポーツの普及振興及び青少年の健全育成を助長する団体
 - イ 帯広市内又は十勝管内の中学校(義務教育学校後期課程を含む)で構成される体育団体
 - ウ 教育委員会が認める総合型地域スポーツクラブ
- (2) 減額登録団体
- ア 十勝管内の競技者又は競技団体を統括している単一種目の競技団体(以下「競技団体」という。)で構成された帯広市で活動する競技団体の連合体
 - イ 前号の連合体を構成する競技団体
 - ウ 十勝管内のスポーツ少年団を統括する団体
 - エ 十勝管内の高等学校で構成される体育団体
 - オ 十勝管内においてスポーツ基本法(平成23年法律第78号)で定められたスポーツ推進委員の活動を統括する団体
- 2 前項の減免登録団体の登録を申請する場合は、減免登録団体申請書(様式第8号の2)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請について減免登録団体として決定したときは、減免登録団体決定書(様式第8号の3)により通知し、登録団体名を公示するものとする。
- 4 減免登録団体の登録有効期間は、登録された年度限りとする。
- (使用料の還付)
- 第13条 条例第8条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次のとおりとする。
- (1) 条例第8条第1号及び第2号の規定に該当する場合 既納使用料の全額
 - (2) 条例第8条第3号の規定に該当し、使用日の8日以上前の申出の場合 既納使用料(備付物件の使用料及び暖房料を除く)の半額並びに備付物件の使用料及び暖房料の全額
 - (3) 条例第8条第3号の規定に該当し、使用日の7日前以降の申出の場合 備付物件の使用料及び暖房料の全額
- 2 暖房料は、使用許可を受けた全時間において全く通気をしなかったときは、全額を還付する。
- 3 前2項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、体育施設使用料還付申請書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。
- (特別設備の承認)
- 第14条 条例第10条に規定する特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、特別設備計画書を教育委員会に提出し許可を受けなければならない。
- (プログラム等の提出)
- 第15条 施設をスポーツ競技大会、その他これに類する催物のために使用しようとする者は、事前にプログラム等を定め教育委員会に提出しなければならない。
- (係員の立入)
- 第16条 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めたときは、使用場所に係員を立ち入りさせることができる。
- (遵守事項)
- 第17条 使用者又は入場者(敷地内に立ち入る者を含む。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 使用許可を受けた施設、場所又は設備以外は使用しない又はさせないこと。
 - (2) 施設備付物件等の取扱いを適切に行うこと。
 - (3) 許可なく施設内外(敷地内も含む。)で物品の配布若しくは販売、金品の募金寄附又は飲食物の提供等の行為をしない又はさせてはならないこと。
 - (4) 許可なく広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札等の設置を行わないこと。
 - (5) 係員による使用後の点検を必ず受けること。
 - (6) 所定の場所以外で飲食又は火気を使用しないこと。

- (7) 喫煙をしないこと。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。
 - (8) 他人に迷惑を及ぼす又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 指定の場所以外に車を乗り入れ又は駐車しないこと。
 - (10) その他係員の指示に従うこと。
 - (11) 前各号のほか教育委員会が別に定める使用心得を守ること。
- 2 使用者は一般の入場者を許容するときは、入場者の整理、その他の秩序を保持させるために必要な整理員を配置しなければならない。
- (入場者の規制)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 保護者の同伴しない未就学児童
 - (2) その他教育長が明らかに場内の秩序を乱すおそれがあると認めた者
- (損害賠償の免責)

第19条 使用者が条例第11条の規定により施設の使用等の許可を取り消され、又は使用等を制限されたため損害を受けることがあっても市はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第20条 条例第13条に規定する賠償の額は、次のとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
 - (2) 滅失 残存価格に見合う額
- (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第21条 条例第14条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第8条、第14条、第15条及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条第1項中「様式第1号」とあり、第5条第1項中「様式第3号」とあり、「様式第4号」とあり、「様式第4号の2」とあり、第8条第2項中「様式第6号」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

(委任規定)

第22条 条例及びこの規則に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は教育長が定める。

別表1（第2条関係）

名称	構成する施設の名称
十勝川河川敷運動施設	十勝川サッカー場
	十勝川ラグビー場
	十勝川野球場
	十勝川平原パークゴルフ場
	十勝川親水パークゴルフ場
札内川河川敷運動施設	札内川野球場
	札内川東サッカー場
	札内川テニスコート
	札内川第1パークゴルフ場
	札内川第2・第3パークゴルフ場
	札内川ソフトボール場
	札内川南サッカー場
	札内川ラジコンコース
	札内川ローラースケート場
	札内・川西パークゴルフ場

別表2(第3条関係)

施設名	個人使用時間
帯広市総合体育館	午前9時から午後10時まで
帯広の森陸上競技場	午前9時から午後6時まで
帯広の森屋内スピードスケート場 (スケートリンク、ランニング走路及び健康増進多目的室として使用する場合)	午前9時から午後10時まで
帯広の森体育館	午前9時から午後9時まで
帯広の森アイスアリーナ	午後1時から午後5時まで ただし、3月21日から3月31日まで及び7月15日から9月30日までの、土・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「国民の休日」という。)及び小中学校、義務教育学校の休業日は午前10時から午後5時まで、国民の休日及び小中学校、義務教育学校の休業日を除く水曜日は午後1時から午後7時まで
帯広の森第二アイスアリーナ	9月の毎週月曜日の午後1時から午後7時まで(国民の休日は除く。)
帯広の森スポーツセンター (体育館として使用する場合) (アイススケート場として使用する場合)	午前9時から午後9時まで 午後1時から午後7時まで ただし、土・日曜日、国民の休日及び小中学校、義務教育学校の冬休み中は午前10時から午後5時まで、国民の休日及び小中学校、義務教育学校の冬休み中を除く木曜日は午後1時から午後5時まで
帯広の森市民プール	午前10時から午後9時まで
帯広の森弓道場・アーチェリー場	午前9時から午後9時まで

なお、使用者等が暴力団員でないことを確認するため、必要に応じて本書を関係機関に提供することがあります。

様式第3号(第5条関係)

許可番号	第	号										
年　月　日												
使用許可書												
帯広市教育委員会 印												
次のとおり使用を許可します。												
申請者	住所											
	氏名(団体名)											
	代表者名	電話番号										
	連絡先の責任者名	電話番号 自宅 : 勤務先 :										
使用目的		(催事・会議名)										
使用内容		(催物内訳等)										
催事等時間		準備	開場	開演	終演	入場関係	募集予定者	入場料				
	第1回							1 無料				
	第2回							2 有料				
	第3回							最高入場料	円			
	第4回											
	第5回											
使用内訳				室使用料					小計	冷暖房料	合計	
年月日	曜	時間	室名	基本料	割	割増	割	減免	①	②	①+②	
合計												
備考 使用許可条件等	領収書											
	許可番号											
	右のとおり領収しました。			納入	住所 氏名							
	情報公開								一般会計			
				款目	使用料及び手数料 教育使用料					項節	使用料	
	領収日付印			金額								
			担当館	備考		領収使用料 領収冷房料						

表

No.	No.
体育施設個人使用券控	体育施設個人使用券
¥	¥
	上記金額正に領収しました。
領 収 印	領 収 印
帯広市教育委員会	帯広市教育委員会

裏

注 意 事 項
1 帯広市体育施設条例、同施行規則及び係員の指示事項を厳守して下さい。
2 使用後の整理整頓はすべて使用者が行って下さい。
3 本券は1回限り有効です。退館又は退場すると無効になります。

備考 この様式によりがたいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

表

No.		No.	
体育施設庭球場使用券控		体育施設庭球場使用券	
¥		¥	
使用料内訳		使用料内訳	
施設使用料	円	施設使用料	円
夜間照明使用料	円	夜間照明使用料	円
計	円	計	円
帯広市教育委員会		帯広市教育委員会	
領収印		領収印	

裏

注 意 事 項	
1 帯広市体育施設条例、帯広市体育施設管理規則及び係員の指示事項を厳守して下さい。	
2 使用後の整理整頓はすべて使用者が行って下さい。	
3 本券は1回限り有効です。退館又は退場すると無効になります。	

備考 この様式によりがたいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

体育施設回数券 () 円		No.		
体育施設 個人使用券 回数券 ()		No.		
枚つづり 円				
ご 注 意				
1 この券は、一枚につき一回限り有効です。退館すると当該券は無効になります。 2 この券は、払い戻し、又は通貨との交換はいたしません。 3 この券の汚損、紛失等によって生ずる損害の補償はいたしません。				
帯広市教育委員会		<table><tr><td>領 収 書</td></tr><tr><td> </td></tr></table>	領 収 書	
領 収 書				
体育施設個人使用券、回数券 ()		帯広市教育委員会		

備考 この様式によりがたいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

〇〇〇施設 1 か月券
使用承認書兼領収書

No. _____
〇〇〇〇

¥

有効期限

年 月 日まで

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 年 月 日生

領収印

帯広市教育委員会

注 意 事 項

1. 入館の際は、必ずこの使用券を受付にお見せください。

2. この使用券は、記名の本人に限り使用することができます。

3. 係員の指示事項を厳守して下さい。

4. 使用後の整理整頓はすべて使用者が行ってください。

5. 使用規則等に違反した場合は、この使用券を回収いたします。

6. 紛失・破損の場合は、再発行いたしません。

7. この券は、払い戻し、又は通貨との交換はいたしません。

8. 使用できる体育施設
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇

備考 この様式によりがたいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

受付番号		第		号								
年 月 日												
施設使用許可変更・取消申請書												
帯広市教育委員会 様												
年 月 日 許可済の の使用変更について												
次のとおり申請します。												
申請者	住所											
	氏名(団体名)											
	代表者名		電話番号									
	連絡先の責任者名		電話番号		自宅		:					
						勤務先		:				
使用目的												
内訳	年月日	曜	時間	室名	室使用料					小計 ①	冷暖房料 ②	合計 ①+②
					基本料	割	割増	割	減免			
前回												
	小計A											
今回												
	小計B											
変更・取消による差引額(A-B)				①不足(-) ②還付(+)								
還付の場合の還付金額												
備考						年月日		番号		金額		
情報公開						調定						
						納入						
						当初受付番号						
室使用料:						整理						
冷暖房料:												
担当者												

体 育 施 設 使 用 料 後 納 願

年 月 日

帯広市教育委員会様

団体名

申請者 代表者名

住 所

の使用料は次の理由により後納したいので承認くださるようお願いし
ます。

記

使 用 年 月 日	年 年 月 月 日から 日まで	午 午 時 時 分から 分まで
使 用 目 的		
使用料を後納と する理由		
使用料は使用后5日以内に納入すること。		

体育施設使用料減免申請書

年 月 日

帯広市教育委員会様

団体名

申請者 代表者名

住 所

次の理由により 使用料減額免除を受けたいので申請します。

記

使用年月日	年 月 日から 日 まで	午 時 分から 分 まで
使用目的		
減免の理由		
※ 減免前の使用料		※ 減 免 額
施設使用料 円		施設使用料 円
暖房料 円		暖房料 円
物件料 円		物件料 円
計 円		計 円
※ 減免後の使用料		
施設使用料 円		
暖房料 円		
物件料 円		
計 円		

※印は記入しないで下さい。

受付番号

年 月 日

減 免 登 録 団 体 申 請 書

帯広市教育委員会 様

減額・免除団体として登録願いたく添付書類を添えて下記のとおり申請いたします。

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	
連 絡 者 氏 名	
連 絡 者 住 所	
連 絡 者 電 話 番 号	
団 体 の 活 動 目 的	
登 録 希 望 施 設 名	
施 設 利 用 の 目 的	
登 録 希 望 期 間	年 月 日～ 年 月 日
登 録 内 容	減額・免除
そ の 他 添 付 書 類	

備考 この様式によりがたいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

帯 第 号
年 月 日

様
帯広市教育委員会 印

減 免 登 録 団 体 決 定 書

年 月 日付登録団体申請につきまして次のとおり決定いたします。

団 体 名	
決 定 内 容	
登録団体としての利用施設	
登 録 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日
決 定 条 件 等	

(備考)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、帯広市（訴訟において帯広市を代表する者は帯広市教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

体育施設使用料還付申請書

年 月 日

帯広市教育委員会様

団体名 _____
申請者 代表者名 _____
住 所 _____

次の理由により _____ 既納の使用料を還付下さるよう申請します。

記

還付の理由 _____

※ 使用料納入状況	※ 還 付	※ 還付該当状況
施設使用料 円	施設使用料 円	帯広市体育施設条例施行規則第13条第1項 第 1 号 第 2 号
暖 房 料 円	暖 房 料 円	
物 件 料 円	物 件 料 円	
計 円	計 円	

※印は記入しないで下さい。

体育施設使用料減免通知書

帯 第 号
年 月 日

様

帯 広 市 教 育 委 員 会
教 育 長

次により

施設名	
-----	--

使用料を

減 額
免 除

したので通知します。

記

使用年月日	年 月 日 から 年 月 日 まで	時 分 から 時 分 まで
団 体 名		
代 表 者 名		
使 用 目 的		
減免の理由		
減 免 額	☐ 免除 ☐	割減額 【暖房料は減免しない】
備 考		

(備考)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、帯広市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、帯広市（訴訟において帯広市を代表する者は帯広市教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。